

(セルフプランで児童発達支援、放課後等デイサービスをご利用の皆様へ)

事業所間連携加算のご案内

1 事業所間連携（加算）について

令和6年度の制度改正により、セルフプランを利用されている方で、複数事業所（児童発達支援又は放課後等デイサービス）を併用している場合に、適切なコーディネートを目指して「コア連携事業所（※）」を選択できるようになりました。コア連携事業所を定める場合には、所定の手続きが必要になります。

※【コア連携事業所とは】

当該障害児の支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所のことです。コア連携事業所として市区町村より選定を受けた事業所は、保護者との間に信頼関係が構築されていることが前提となります。以下が主な役割となります。

- ① 他事業所と良好な関係を構築し、日常的な情報共有や会議の開催等における連絡調整を行うこと
- ② 事業所間連携会議の開催を主導して行い、児童のセルフプランを共有のうえ、参加者の共通理解のもとで、各事業所で共通理解を図るべき当該児童への支援について整理し要点を取りまとめること※記録した内容を市町村及び対象児童の保護者へ共有すること
- ③ 児童及び保護者の状況等を踏まえ、障害児相談支援の利用の緊急性の要否について、市区町村へ随時報告すること
- ④ 会議終了後、会議内で整理された情報等を踏まえ、保護者に対して相談援助を行うこと

2 事業所間連携加算の対象児について

以下のいずれにも該当する児

- ① **2か所以上**の児童発達支援もしくは放課後等デイサービス事業所を利用している
※同一法人のみの利用は対象外

- ② 計画案をセルフプランで提出している

3 事業所間連携加算に係る手続きや支援の流れについて

上記①および②に該当し、事業所間連携加算を活用することを希望する場合には、以下のとおり、お手続きをお願いいたします。

- (1) 別紙『事業所間連携加算確認書』を、事前にコア連携事業所として希望する事業所から承諾を得たうえで、市にご提出ください。

- (2) 市から希望のコア連携事業所へ連絡し確認します。コア事業所の登録処理をしたのち、国立市記入欄が記載された『事業所間連携加算確認書』をお送りします。届きましたら『事業所間連携加算確認書』の写しおよびセルフプランのコピーをコア事業所にご提出ください。

(3) 利用する事業所間で支援状況の共有に係る会議が定期的開催されますので、会議内容等をコア事業所と保護者とで定期的に共有を図ってください。

4 その他

(1) 以下の場合、事業所間連携（加算）の対象外となります。

- ① 通所する事業所が1か所になった場合
- ② 障害児相談支援事業所が計画を立てることになった場合
(セルフプランではなくなった場合)

※コア事業所を解除する場合、手続きが必要です。市担当ケースワーカーまでご相談ください。

(2) コア事業所を変更する場合、手続きが必要です。市担当ケースワーカーまでご相談ください。

(3) 通所事業所が変更となる（増える・減る等）場合には、コア事業所にご相談ください。

【問合せ先】

〒186-8501

国立市富士見台 2-47-1

国立市健康福祉部

しょうがいしゃ支援課相談支援係

電 話 042-576-2121(直通)

メール sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp